

骨子案 相談支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
5 障害のある人の相談支援体制の充実 各市町村において、障害のある人の自立支援や地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。 また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の安定的な確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、養成に係る各種の研修及び専門性向上のための専門コース別研修等を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、設置促進を支援します。	（１）地域における相談支援体制の充実	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 基幹相談支援センターは県内全市町村に整備済であるが、地域生活支援拠点等是一部未整備であり地域差がある。また、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の各機能間の連携や役割分担が十分でない。 加えて、計画相談支援事業所の絶対数の不足、地域による設置数の偏りなどの課題がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 地域生活支援拠点等の整備や、基幹相談支援センター、協議会との役割分担の明確化や相互の連携強化が図られるよう、市町村や関係機関への支援を強化する。 計画相談支援事業所の確保に向けて、人材育成の取組を推進する。	←（１） ・計画相談支援従事者数県独自 ・特定相談支援事業所所在市町村数県独自 ・一般相談支援事業所所在市町村数県独自 ・のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること 【R11 目標】 厚労省指針 ・都道府県が市町村等に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数厚労省指針 ・発達障害者支援センターによる相談支援件数 【各年度見込】 【再掲】 厚労省指針 ・ピアサポート活動への参加人数 【各年度見込】 【再掲】 厚労省指針
	（２）相談支援従事者の定着・育成	（２） 【Ⅰ 現状・課題】 研修により養成された相談支援専門員が、業務負担の大きさや小規模事業所における人員体制の制約等により、必ずしも相談支援業務に従事又は定着していない。 【Ⅱ 取組の方向性】 基幹相談支援センターによる助言や後方支援等を通じて支援体制の強化を図るとともに、ＩＣＴの活用による負担軽減の促進を図るなど、相談支援専門員の定着等に向けた取組を推進する。	←（２） ・計画相談支援従事者数県独自 【再掲】 ・相談支援専門員の養成数県独自 ・相談支援専門コース別研修事業県独自
	（３）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	（３） 【Ⅰ 現状・課題】 手帳の有無や診断名等にかかわらず、障害の可能性が見込まれる子どものために、関係者が連携し、早期発見と適切な療育につながるよう、相談支援体制の充実を図る必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 相談支援専門員と児童発達支援センターや障害児等療育支援事業関係者などとの発達段階に応じた連携について、関係機関に働きかける。	←（３） ・ペアレントメンター人数【各年度見込】 【再掲】 厚労省指針